

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の届出に係る事項を変更しようとする旨届出があった。

平成25年7月23日

盛岡広域振興局長 杉原永康

1 届出事項の概要

- (1) 届出者の氏名又は名称 株式会社薬王堂
- (2) 大規模小売店舗の名称及び所在地 薬王堂矢巾店 紫波郡矢巾町大字南矢幅第7地割445番地
- (3) 変更しようとする事項
 - ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
 - イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯
- (4) 変更する年月日 平成25年7月9日
- (5) 変更の理由 来客の利便性向上のため

2 届出年月日 平成25年7月8日

3 縦覧場所 盛岡広域振興局経営企画部及び矢巾町役場